

鈴与健康保険組合 殿

被扶養者の収入に関する念書(自営業廃業)

私 鈴木 一郎 の 続柄 妻 氏名: 鈴木 花子 は、従来から個人で行っていた職を
(被保険者) (被扶養者)

令和 8 年 6 月に廃業した為、現在は収入がありません。今後の収入は、扶養認定基準内である年間 1,300,000 円(60 歳以上は年間 1,800,000 円)を超過しないので私の被扶養者として届出いたします。

直近の確定申告書(令和 7 年分)の控えと廃業届を提出いたします。

また、今後収入が基準額の年間 1,300,000 円(60 歳以上は年間 1,800,000 円)を超過した場合は、速やかに扶養者異動届を提出し、扶養削除の手続きをいたします。

届出義務を怠り、又は事実と異なる届出を行っていた場合は、遡っての資格取消を受け当該期間にわたり貴健保組合から受けた療養費及び給付金、受診済の健診費用の全てを返戻いたします。

令和 年 月 日

記号 - 番号: 1 - 1111

事業所名: 鈴木 株式会社

被保険者氏名: 鈴木 一郎 印 (自署の場合は押印は不要です)

被扶養者氏名: 鈴木 花子 印 (自署の場合は押印は不要です)